

知多市外国語指導助手派遣事業者
公募型プロポーザル実施要領

令和7年9月
知 多 市

目 次

| | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 趣旨..... | 1 |
| 2 | 業務概要..... | 1 |
| | (1) 業務名称..... | 1 |
| | (2) 業務期間..... | 1 |
| | (3) 業務内容..... | 1 |
| | (4) 提案上限額..... | 1 |
| 3 | プロポーザルの概要..... | 1 |
| | (1) プロポーザルの名称..... | 1 |
| | (2) プロポーザルの方法..... | 1 |
| | (3) 参加資格..... | 1 |
| 4 | 実施要領等の公開及び技術提案書の提出等..... | 2 |
| | (1) 実施要領等の公開..... | 2 |
| | (2) 参加申出..... | 2 |
| | (3) 質問の提出及び回答..... | 3 |
| | (4) 参加資格の確認..... | 3 |
| | (5) 技術提案書の提出..... | 4 |
| 5 | 参加辞退..... | 7 |
| | (1) 提出期限..... | 7 |
| | (2) 提出方法..... | 7 |
| 6 | 事業者の選定..... | 7 |
| | (1) 審査会（予定）..... | 7 |
| | (2) 審査方法..... | 7 |
| | (3) 優先交渉権者の決定..... | 7 |
| | (4) 結果通知及び公表..... | 8 |
| 7 | 選定スケジュール..... | 8 |
| 8 | その他..... | 8 |
| 9 | 問合せ・提出先..... | 10 |

1 趣旨

この要領は、学習指導要領に基づき、小中学校での外国語活動及び外国語科における指導の充実を図るため、英語によるコミュニケーション能力の育成及び国際理解教育に役立てるためのプログラムを有し、児童生徒に対して質の高い指導ができる外国語指導助手（以下「ALT」という。）を派遣でき、ALTへの指導・管理体制をとることができる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名称

知多市外国語指導助手派遣事業（以下「本業務」という。）

(2) 業務期間

令和8年4月1日から令和11年3月26日まで

※ 契約締結日の翌日から令和8年3月31日までは準備期間とする。

(3) 業務内容

知多市外国語指導助手派遣事業仕様書（別紙1。以下「仕様書」という。）のとおり

(4) 提案上限額

79,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

（1年目は25,740,000円、2年目は26,400,000円、3年目は27,060,000円を上限額とし、本業務料の積算にあたっては、予算の範囲内とすること。）

3 プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの名称

知多市外国語指導助手派遣事業者公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(2) プロポーザルの方法

公募型プロポーザル方式

(3) 参加資格

次の要件を全て満たす事業者とする。

ア 過去5年間（当該年度を含まない。）に官公庁（国、地方公共団体並びに公共工事

の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。)が発注する小学校及び中学校での外国語指導助手による派遣業務または英語授業指導委託業務で元請としての実績を有すること(長期契約等で現在実施中のものを含むが、その場合は契約日から1年以上経過していること)。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていない、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

ウ プロポーザル参加申出書の提出日現在において、知多市建設工事等の入札参加資格及び格付の審査等に関する要領(令和6年4月1日施行)第8条第2項に基づく有資格者名簿に登録されていること。同資格者名簿に登録されていない場合は、プロポーザル参加申出書提出期限までに同入札参加資格申請を行うこと。

エ 地方自治法施行令第167条の4第1項(令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。

オ 知多市指名停止及び指名見合せ取扱要領による指名停止等を受けていないこと。

カ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)に基づき、労働者派遣事業の許可を受けていること。

4 実施要領等の公開及び技術提案書の提出等

(1) 実施要領等の公開

令和7年9月2日(火)

(2) 参加申出

ア 提出期限 令和7年9月19日(金)正午(必着)

イ 提出先 「9 問合せ・提出先」

ウ 提出方法 持参、郵送(書留)又は電子メール

※ 電子メール及び郵送の場合は、必ず到着の有無を電話で確認すること。

エ 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル方式参加申出書(知多市プロポーザル方式実施要領第3号様式)

(イ) 事業者概要(様式1)

(ウ) 業務実績表（様式2）

(エ) 会社案内等の資料（パンフレット等）

(オ) 本市の入札参加資格を有していない者は、併せて次の書類を提出すること。

- ・ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（応募申込日前3か月以内に発行のもの）
- ・ 国税（その3の3）及び都道府県税（法人住民税、法人事業税・特別法人事業税及び地方法人特別税並びに自動車税種別割）の納税証明書（未納の税額のないこと用）（令和6年4月1日以降に交付された直近のもの）又は納税義務がない旨の理由を記した申出書

※ 知多市税の納税状況は、本市にて確認するため、知多市税の納税証明書の提出は不要とする。

(3) 質問の提出及び回答

質問事項がある場合は、次のとおり受け付ける。ただし、簡易なものは電話等にて対応する。

ア 提出期限 第1回目：令和7年9月12日（金）正午まで

第2回目：令和7年10月15日（水）正午まで

イ 提出先 「9 問合せ・提出先」

ウ 提出方法 質問書（様式6）を、電子メールにて提出すること。

※ 受信メールを確認後、受付完了メールを送信する。

エ 回答 次の日程で回答を行う。

(ア) 第1回目は、令和7年9月18日（木）までに、質問内容及び回答をホームページに公表する。

(イ) 第2回目は、令和7年10月22日（水）までに、参加辞退を申出た者を除くすべての者に対し回答する。

(4) 参加資格の確認

提出された参加申出書の確認を行い、参加資格の結果について次のとおり通知する。
併せて、参加資格要件を有する者に技術提案書の提出を要請する。

通知予定日 令和7年10月6日（月）

(5) 技術提案書の提出

ア 提出期間 令和7年10月6日(月)～令和7年10月29日(水)午後4時

イ 提出先 「9 問合せ・提出先」

ウ 提出方法 持参又は郵送(期間内必着)

エ 提出書類 次の書類について、正本1部、副本9部を提出すること。

(ア) 技術提案書(表紙)(様式3)

(イ) 技術提案書(任意様式及び様式4「業務実施体制表」・5「提案価格書」)

技術提案書には次の事項について、具体的にA4判20頁以内で記載すること。

a 会社概要・実績

- ・本業務に対する考え方や意欲等
- ・愛知県、三重県及び岐阜県内のALTの登録人数
- ・他自治体におけるALT業務の受注又は支援実績の状況(自治体名、実施年度、業務名、契約金額、契約期間、業務の概要等)

※令和4年4月1日から令和7年9月1日までの実績に限る。

b 採用・研修

- ・ALTの採用条件(学歴資格、日本語能力の条件など)と採用方法、募集から採用まで、雇用形態の考え方
- ・ALTの研修及び講習等の計画・体制(業務開始までの準備段階から契約終了日まで)

c 管理体制(様式4を含む)

- ・勤務管理、労務・法務管理、評価指導体制、住居・交通手段等の生活支援方法等
- (a) 労働関係法や派遣法、その他法務全般を踏まえた、ALTの服務状況の把握方法、遅刻・欠勤等への対応方法
- (b) 労働組合問題等に対する法令順守のための取組み
- (c) 勤務評価の方法、評価後の指導体制、評価結果の活用
- (d) 日常生活の支援を含めた、ALTの連絡相談体制
- ・ALTの危機管理体制(欠員時や災害・緊急時の対応、法令順守、個人情報の流失防止等のリスク管理等)

- ・派遣元に起因する原因で業務の全部又は一部が履行不能に至った場合、応急及び事後措置の対処に対する基本的な考え方
- ・学校備品等をALTの過失等に起因した毀損弁償や各種保険への加入に対する考え方
- ・市及び学校からの要望、苦情等を把握する仕組みや労働者派遣法に関する諸手続きの助言など市及び学校のサポート体制

d 業務に対する取組

- ・ALTを活用した外国語教育の意義・役割、業務の質の確保に対する考え方
- ・学習指導要領に対応した教材、教具等研究、開発に対する考え方
- ・小中学校における外国語活動、外国語科のために必要な教材の研究及び開発体制について記載すること。
- ・ALTが教員に対して、外国語教材及び学習プログラム、指導方法、アイデア等を提案した実際の事例
- ・授業を円滑に進めるために効果的な教員及びALTの打合せ方法

e 取組意欲

- ・授業外におけるALTの効果的な活用方法
 - (a) 長期休業中の教員研修の企画及び実施など、教職員に対する外国語教育の指導向上につながるALTの活用方法
 - (b) 授業外における児童生徒に対するALTの活用方法
- ・自由提案(仕様書を変更する提案でないこと)

f 提案価格書(様式5を含む)

- ・提案価格は市からの派遣手数料想定額を記載すること。
- ・年度ごとに詳しい収支内訳書(任意用意式:例あり)を作成し添付すること。
- ・収支内訳書内の摘要欄にALTの平均賃金時間額(円/時間)とALTの平均給与(円/年)を記載すること。
- ・派遣手数料以外に事業者提案によるその他収入を確保する場合には、その他収入を含めて記載すること。
- ・「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」(昭和

60年7月5日法律第88号)第5条の許可書の写し

オ 任意様式について

任意様式は、「A4判、長辺綴じ(左)、片面印刷」とする。

カ 提出書類の取扱い

(ア) 著作権・書類の公表

提出された書類の著作権は参加事業者に帰属する。参加事業者が無断で本業務の受注者選定以外の目的には使用しない。ただし、知多市情報公開条例等の法令に基づき公表する場合がある。

(イ) 提出書類の返却、追加等

提出された書類は返却しない。また、提出期限以降の参加申込み、提出期限以降の差替え、追加、再提出は認めない。

収支内訳書(例)

(単位:千円)

| | 項目 | 年間金額 (税抜) | 摘要 |
|-----------|-------|--------------|--------------------|
| 直接 人件費 | 給与 | 〇〇 | 総括責任者 名 |
| | 諸手当 | 〇〇 | 担当者 名 |
| | 引当金 | 〇〇 | ALT5名(中学校1名、小学校4名) |
| | 交通費 | 〇〇 | (備考) |
| | 社会保険料 | 〇〇 | ALTの平均賃金時間額:〇円/時間 |
| | | 〇〇 | ALTの平均給与:〇円/円 |
| | 計 | 〇〇 | |
| 直接 経費 | 消耗品費 | 〇〇 | 〇〇、〇〇 |
| | 衛生費 | 〇〇 | 〇〇、〇〇 |
| | 事務費 | 〇〇 | 〇〇、〇〇 |
| | 通信費 | 〇〇 | 〇〇、〇〇 |
| | 募集費 | 〇〇 | 〇〇、〇〇 |
| | 保険費 | 〇〇 | 〇〇、〇〇 |
| | | 〇〇 | 〇〇、〇〇 |
| | 計 | 〇〇 | |
| 間接経費 | | 〇〇 | 〇〇、〇〇 |
| 計 | | 〇〇 | 消費税及び地方消費税は含まない |

5 参加辞退

参加申出書提出後に辞退する場合は、参加辞退書（様式7）を提出すること。なお、辞退しても以後における不利益な扱いはしない。

(1) 提出期限

令和7年10月24日（金）午後4時（必着）

(2) 提出方法

「9 問合せ・提出先」宛てに電子メール、郵送又は持参にて提出すること。

※ 電子メール及び郵送の場合は、必ず到達の有無を電話で確認すること。

6 事業者の選定

知多市外国語指導助手派遣事業者選定委員会を設置し、知多市外国語指導助手派遣事業者公募型プロポーザル評価基準（別紙3。以下「評価基準」という。）に基づき審査を行い、最優秀提案者を選定する。

(1) 審査会（予定）

ア 日 程 令和7年11月20日（木）

イ 場 所 知多市役所 1階 多目的会議室

ウ 実施方法

(ア) プレゼンテーションの順番は、技術提案書の受付順とする。

(イ) プレゼンテーションは、提出された技術提案書等を使用して行うこと。

(ウ) プレゼンテーション（20分以内）を行い、続けて選定委員からの質疑に応答すること。1者45分以内（入退室を含む。）とする。

※ 準備撤収時間10分程度、技術提案説明等20分以内、質疑応答15分程度

(2) 審査方法

選定委員会は、技術提案書及び審査会の内容について、評価基準で定める審査項目に基づき審査し、審査順位が第1位の者を最優秀提案者として選定する。

(3) 優先交渉権者の決定

市は、選定委員会の審査結果を踏まえ、最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。

(4) 結果通知及び公表

審査結果の通知は、技術提案書を提出した業者に対し、書面により行う。通知内容は、審査結果、合計点数、最優秀提案者の合計点数、非特定の場合は非特定理由とする。

審査結果の公表は、最優秀提案者となった事業者の名称のみを市ホームページへ掲載する。なお、審査及び選定の経過や結果等に対する問い合わせや異議申し立ては受け付けない。

7 選定スケジュール

| 項 目 | 日 程 |
|----------------|----------------|
| 公募の公表 | 9月2日（火） |
| 質問書の提出期限（1回目） | 9月12日（金）正午 |
| 質問書の回答期限（1回目） | 9月18日（木） |
| 参加申出書の提出期限 | 9月19日（金）正午 |
| 参加資格要件の確認結果通知 | 10月6日（月） |
| 技術提案書の受付開始 | 10月6日（月） |
| 質問書の提出期限（2回目） | 10月15日（水）正午 |
| 質問書の回答期限（2回目） | 10月22日（水） |
| 参加辞退書の提出期限 | 10月24日（金）午後4時 |
| 技術提案書の提出期限 | 10月29日（水）午後4時 |
| 審査会（プレゼンテーション） | 11月20日（木）※予定 |
| 審査結果の通知 | 11月28日（金）※予定 |
| 協議 | 11月28日（金）以降 |
| 契約締結 | 令和8年1月7日（水）※予定 |

8 その他

- (1) 本実施要領等に定める条件等に同意の上、参加すること。
- (2) 事業者は、本実施要領等の内容及び決定事項について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3) 本実施要領等全ての関連資料、書類様式等については、本プロポーザルにおける提案目的以外の使用、複製及び転載を禁止する。
- (4) 技術提案書等の作成経費や旅費等のプロポーザルへの参加に要する必要経費は、全て

事業者の負担とする。

- (5) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象になっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て事業者が負うものとする。
- (6) 提出書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとする。
- (7) 提出書類等は、知多市情報公開条例（平成12年知多市条例第41号）に基づく情報公開請求の対象となり、条例第6条に規定する不開示情報を除き、公開する場合がある。なお、本プロポーザルの最優秀提案者の決定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については、決定後開示とする。
- (8) 提出書類等の作成に用いる用語、通貨、時間及び単位の表記は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、説明文は平易な表現を心がけること。
- (9) 提出された書類は、いかなる理由があっても返却しない。
- (10) 本市と優先交渉権者は、提出された技術提案書を参考に協議を行い、仕様書確定後に改めて見積書を徴収し契約を締結する。なお、協議の結果、合意に達しない場合は、次点の参加事業者から順に協議を行う。
- (11) 契約締結までの間に受託候補者が、次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、失格とする。
 - ア 定めた提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
 - イ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部に記載がない場合
 - ウ 提案内容に虚偽がある場合
 - エ 提案価格が、「第2 業務概要」で定める提案上限額を超過する場合
 - オ プロポーザルに応募しようとする他の者との間に資本関係又は人的関係がある場合
 - カ その他、信義に反する行為等があった場合

9 問合せ・提出先

知多市学校教育課 教育総務チーム（知多市役所2階）

〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地

電話：0562-36-2681（直通）

FAX：0562-33-7287（学校教育課宛）

電子メール：gakukyo@city.chita.lg.jp

※ 問合せ及び書類の持参は、平日の午前9時から正午までと午後1時から午後4時までとする。

※ 書類提出の際は、持参又は郵送する場合は事前に、電子メールの場合は送信後に電話にてその旨を連絡すること。